

様

新居浜市監査委員 杉 本 茂 利  
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

## 財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年2月21日から同年3月18日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第14項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象

#### (1) 補助金交付団体等（所管部課名）

新居浜市スマート農業推進グループ（経済部農林水産課）

対象事業：スマート農業推進事業費補助金

#### (2) 公の施設の指定管理者（所管部課名）

株式会社ハートネットワーク（企画部シティプロモーション推進課）

対象施設：新居浜市生涯活躍のまち拠点施設 ワクリエ新居浜

### 2 監査の範囲

#### (1) 令和4年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

#### (2) 令和4年度の施設管理全般

### 3 監査を実施した委員

杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

（鴻上浩宣委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥）

### 4 監査の方法

団体に交付された補助金及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務が、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

### 5 監査の結果

団体に交付された補助金及び施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においては、更に目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。

なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 財政援助団体等

## 1 対象施設及び事業の概要（令和4年度）

### （1）補助金交付団体等

スマート農業推進事業費補助金

【団体名】 新居浜市スマート農業推進グループ

（七福芋本舗、ソフトバンク株式会社、株式会社ハートネットワーク、にいほま大島七福芋ブランド推進協議会の4者で構成）

【補助金額】 57,316,000円

【所管部課名】 経済部農林水産課

【概要】 七福芋栽培における過程（種芋の管理、苗の育成、農地の土壌管理、猪被害対策）において、温度・湿度・水分量等計測の各種センサーを設置・データ蓄積し、分析を行い品質の向上や出荷量の拡大につなげ、ブランド力向上を狙うことを目的とし、圃場に各種機器を設置した。

### （2）公の施設の指定管理者

（単位：円）

指定管理者名	施設名	指定管理料	所管部課名
株式会社 ハートネットワーク	新居浜市生涯活躍のまち拠点施設 ワクリエ新居浜	40,102,000	企画部 シティプロモーション推進課

#### 【施設概要】

名称：新居浜市生涯活躍のまち拠点施設 ワクリエ新居浜

所在地：新居浜市新田町一丁目8番56号

設置：令和3年4月1日

運営状況：令和4年度利用者数 102,316人

## 2 指摘事項及び回答内容

### （1）新居浜市スマート農業推進グループに関すること（回答は令和6年4月15日付け）

#### ○補助金交付関係事務について

スマート農業推進事業補助金交付関係事務について、対象経費の支払確認等において業務委託と混同した不適切な事務処理が見受けられる。新居浜市補助金交付規則、新居浜市スマート農業推進事業費補助金交付要綱等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、実績報告書を受取する際には、その内容が適正であることを十分確認されたい。

（農林水産課）

#### <回答>

スマート農業推進事業補助金交付関係事務について、新居浜市補助金交付規則、新居浜市

スマート農業推進事業費補助金交付要綱等に基づき、適正な事務処理を行い、特に、実績報告書を受領する際には、その内容が適正であることを十分確認するよう徹底します。

#### ○スマート農業推進事業のマネジメントについて

ア スマート農業による七福芋生産拡大のため、令和4年度に農業センサーや電気柵を圃場に設置し、令和5年度からデータ蓄積、分析等に着手している。本事業は5年間継続し、毎年度事業評価と改善実施に取り組むこととしている。事業成果を確実にするべく、事業の目的や各構成員の役割を再認識の上、生産量拡大（10t）に向けて事業推進を図られたい。

(新居浜市スマート農業推進グループ)

#### <回答>

スマート農業による七福芋生産量の拡大を図るため、令和5年度から蓄積したデータを分析し、その結果を基に問題点の改善を行うことで、生産現場に最適な施策を反映できるよう5年間事業を実施継続し、生産量拡大に向けて取り組みます。

イ 本事業は、広く地元へもその成果を還元し、大島地域のブランド力の向上に貢献すべきであるため、よりしつかりとした事業運営が不可欠である。しかしながら、スマート農業推進グループは、4企業・団体等で構成する共同事業体であるため、本事業のプロジェクトマネージャーの明確性が懸念される。事業担当課として、進捗管理を総括するマネジメント主体をより明確にした上で、事業推進体制の更なる強化を図られたい。

(農林水産課)

#### <回答>

七福芋の生産量拡大を図り、大島地域のブランド力の向上に貢献するためには、プロジェクトマネージャーとしてソフトバンクを中心に事業の中核をなすデータ収集、解析、助言等の進捗管理を進める一方、グループ内の各役割分担を踏まえ、市が中心となって総合的な進捗管理を行い、事業の推進を図ります。

### (2) 株式会社ハートネットワークに関すること（回答は令和6年4月16日付け）

#### ○指定管理業務（生涯活躍のまち拠点施設ワクリエ新居浜）に係る会計事務について

ア 新居浜市生涯活躍のまち拠点施設の管理運営に関する基本協定では、独立した区分経理を行い収支帳票、管理業務記録を整備し経理状況を明らかにすることや、自主事業は自己の責任及び費用により実施することなどが規定されている。また、利用料金の収入実績や管理経費の収支状況を記載した収支決算書は、総勘定元帳等の会計関係書類をもとに正確かつ適正に作成されるべきものであるが、施設別総勘定元帳等の作成誤りによる不適切な事務処理が見受けられる。指定管理施設に係る総勘定元帳等決算関係書類を正確に調製するとともに、同施設の管理運営に関する基本協定等に基づき、適切な事務処理をされたい。

(株式会社ハートネットワーク)

#### <回答>

令和6年度からは、ワクリエ新居浜の専用口座を開設いたしました。今後は、指定管理施設に係る決算関係書類については、正確に調製するよう適正な事務処理を行います。また、

自主事業についても、指定管理業務とは別に収支予算書を作成し、適正な会計事務を行います。

イ 「指定管理者制度の運用の手引」改定後の「指定管理に伴う経費の算定等の基準」では、指定管理料は会計年度終了後に指定管理者が作成する収支決算書類に基づき精算を行うことから、担当課においても、指定管理者に対する指摘事項の改善状況を十分に確認するとともに、収支決算書、総勘定元帳等決算関係書類の点検、照合をより一層慎重に行われたい。

(シティプロモーション推進課)

#### <回答>

指定管理業務にかかる会計事務については、指定管理に対する指摘事項について、定期的に改善状況を確認し、適切な管理運営を行うとともに、収支決算書、総勘定元帳等の決算関係書類については、複数人で点検及び照合を行い、適正な会計事務を行います。

#### ○生涯活躍のまち拠点施設事業の推進について

生涯活躍のまち拠点施設「ワクリエ新居浜」指定管理業務については、施設のコンセプト、機能を再確認した上で、時代の要請に応え進化する事業展開ができているものと評価する。起業支援やビジネスマッチングの強化についても、実効性が高まる新たな取組や関係機関等との更なる連携を進められ、事業計画書に示されている理想の「生涯活躍のまち」拠点施設を目指し、引き続き積極的な事業推進を図られたい。

(株式会社ハートネットワーク)

#### <回答>

1期目に引き続き、本施設及び機能の認知度アップを図るほか、市内で起業、サテライト化を検討する方への支援、自主事業の収益化の実現に向けた取組を行い、ビジネスコンテストの実施など、起業の促進、企業・個人間でのビジネスマッチングの活性化を図り、人とのつながりと「わくわく」する感情を創造し、全ての利用者が楽しみながら充実した人生を送れるための拠点となるよう今後も事業推進に取り組みます。